

# T-NEWS

4

【 Vol.082 】



土屋 敬の「つれづれ雑記」

財務省、インボイス制度の2割特例の詳細を公表  
月60時間超える残業、中小企業も割増賃金率引上に  
中小企業の退職金、大卒モデルケースで1千万円!?  
相続税課税における生前贈与財産取扱の留意点  
「新」固定資産税減免制度、変更点は？





土屋 敬のつれづれ雑記

## 『アルファ波クラシックの効果』

今月のテーマは、「クラシック音楽を聴いて【想像力】をきたえよう！」です。

音楽を聴くことは、【想像力】を鍛えるのに効果的だという研究結果があります。好きな音楽を聴くと、心に響いて元気になったり、落ち着いたり…。音楽には、感性に訴えかける力があります。

音楽を通して心が動かされ、情動が喚起されると、【想像力】を働かせやすい状態になります。【想像力】という点で特におすすめなのが、クラシック音楽だそうです。

クラシック音楽を聴くと、脳の中で《アルファ波》を誘発して、副交感神経が優位に。リラックスモードを導き、想像に集中しやすい環境になるようです。ちなみに、私は毎朝、クラシック音楽を聴きながら《朝活》をしています。朝だけでなく、仕事に集中したいときにもクラシック音楽を聴いています。クラシック音楽を聴いていると、潜在的な想像力が働きやすくなり、発想やアイデアが浮かびやすくなるのです。

様々なサイト等でアルファ波の出やすい曲が紹介されておりますが、モーツァルトの曲は、ほぼすべてアルファ波が出ると言われております。ご参考までに、私が聴いているアルファ波クラシックをご紹介します。

- ① パッヘルベルのカノン
- ② シチリアーナ
- ③ 弦楽のためのアダージョ
- ④ タイスの瞑想曲
- ⑤ ホフマンの舟歌
- ⑥ 亜麻色の髪の乙女
- ⑦ 2台のピアノのためのソナタ 二長調 K.448~第1楽章
- ⑧ トランペット吹きの子守歌
- ⑨ ゴールドベルグ変奏曲~アリア
- ⑩ G線上のアリア
- ⑪ 主よ、人の望みの喜びを
- ⑫ アヴェ・マリア
- ⑬ 田園交響楽~メサイア
- ⑭ アンダンテ・カンタービレ
- ⑮ 白鳥~《動物の謝肉祭》より
- ⑯ 夢のあとに
- ⑰ ジムノペディ 第2番



私は普段、スマートフォンで聴くことが多いので、無料で利用できる音楽ストリーミングサービス【Spotify】(スポティファイ)を利用しています。

「アルファ波クラシック」「α波クラシック」と検索すると、たくさん出てきますよ。私の場合、【Spotify】を立ち上げたら、「想像力」のスイッチもオンになります。スマートフォンさえあれば、好きな音楽をいつでも聴くことができる。いい時代ですね。

今日も一日、笑顔で一緒に頑張ってまいりましょう！

## 財務省、インボイス制度の2割特例の詳細を公表

### ■対象者は免税事業者から課税事業者になった者

本年10月からスタートするインボイス制度では、小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置として、免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずる経過措置がある。財務省は、その経過措置について、「インボイス制度の負担軽減措置（案）のよくある質問とその回答」として詳細を公表し解説している。

それによると、2割特例の適用対象者は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった者で、具体的には、免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受け、登録日から課税事業者となる者、免税事業者が課税事業者選択届出書を提出したうえで登録を受けてインボイス発行事業者となる者が対象となる。したがって、インボイス発行事業者の登録を受けていない場合には、2割特例の対象とはならない。

また、基準期間（個人：前々年、法人：前々事業年度）における課税売上高が1千万円を超える場合、資本金1千万円以上の新設法人である場合、調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った場合など、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や、課税期間を1ヵ月または3ヵ月に短縮する特例の適用を受ける場合についても、2割特例の対象とならない。

### ■2割特例は4回の申告が対象に

2割特例を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間だ。そのため、免税事業者の個人事業者が令和5年10月1日から登録を受ける場合には、令和5年分（10～12月分のみ）の申告から令和8年分の申告までの計4回の申告が、また、免税事業者の3月決算法人が令和5年10月1日から登録を受ける場合には、令和6年3月決算分（10月～翌3月分のみ）から令和9年3月決算分までの計4回の申告が適用対象となる。

### ■適用対象となるか否かの確認が必要

2割特例の適用に当たっては、簡易課税制度のような事前の届出は必要なく、消費税の確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記すれば適用を受けられ、消費税申告のたびに2割特例の適用を受けるかどうか選択できる。

ただし、申告する課税期間が2割特例の適用対象となるか否かの確認が必要だ。たとえば、令和8年分の申告について、令和6年（基準期間）の課税売上高が1千万円を超える場合には、2割特例は適用できないこととなる。

つまり、個人事業者であれば、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告までの4回分の申告において2割特例の適用が可能だが、2年前の課税売上高が1千万を超える課税期間（年）がある場合、その課税期間は適用対象外となることに留意が必要となる。

参考：「インボイス制度の負担軽減措置（案）のよくある質問とその回答」財務省（令和5年1月20日時点）  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/qa\\_futankeigen.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/qa_futankeigen.pdf)  
浅野宗玄（税金ジャーナリスト、株式会社タックス・コム代表）

## 月60時間超える残業、中小企業も割増賃金率引上に

### ■2023年4月より中小企業も引上に

2023年4月1日からは、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が、中小企業に対しても引き上げられることが決まっている。今回は、月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率に関する改正の概要についてお届けする。

#### <割増賃金率の変更箇所>

1か月の時間外労働	改正前		改正後	
	2010年4月1日～2023年3月31日		2023年4月1日～	
	60時間以下	60時間超	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	25%	50%
中小企業	25%	25%	25%	50%

### ■中小企業も対象となり対策を検討する必要あり

2010年4月1日に施行された改正労働基準法では、月60時間を超えた時間外労働に対しては50%以上の割増賃金を支払うよう、定められた。ただし中小企業に対しては、この引上は猶予されていた。

その後、2019年4月に施行された「働き方改革関連法」で、その猶予措置の終了が決定したため、いよいよ中小企業も対象となった。企業側は60時間を超えて時間外労働をしている従業員がいないかチェックをし、状況に応じてその対策を検討する必要がある。

### ■60時間超の従業員がいる場合、代替休暇制度の導入も検討すべき

法定割増賃金率引上に伴い人件費がアップすることが予想されるのでその影響を最小限に留めるためには、やっておくべきことがある。

まず優先的に取り組まなければならないのは、時間外労働そのものの削減である。いずれにしても無駄な作業を減らし、ITや最新の機械の導入による効率化に積極的に取り組んでいきたい。

また1か月60時間を超える法定時間外労働を行った従業員の健康を確保するため、引上の割増賃金の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与するという方法もある。ただし代替休暇を付与することになっても、あくまで通常の割増賃金（25%）との差額の支払を免除するだけであり、25%の割増賃金率分の残業代については支払わないといけないのでその点は誤解しないよう注意したい。

代替休暇の時間数の算出方法、休暇の単位などを決めるためには、労使間で話し合いを行い、労使協定を締結することが条件となる。労使協定は、事業場において代替休暇の制度を設けることを可能にするものであり、個々の労働者に対して代替休暇の取得を義務づけるものではない。したがって個々の労働者が実際に代替休暇を取得するか否かは、従業員の意思により決定されることになる。

いずれにしても中小企業の経営陣および人事総務担当者は、自社の現状をよく把握し、法律改正の趣旨をよく理解したうえで様々な検討をしていくことになるので余裕をもって早め早めに行動していきたい。

参照：2023年4月1日から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf>  
庄司英尚（株式会社アイウェーブ代表取締役、アイウェーブ社労士事務所代表、社会保険労務士）

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonylife.co.jp/](http://www.sonylife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

#### 担当者

（支社・営業所） 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

（氏名） ライフプランナー 土屋 敬

（住所） 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

（電話） 022-296-5472 （FAX） 022-296-5474 （携帯） 090-9538-2463

（E-mail） [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)

## 中小企業の退職金、大卒モデルケースで1千万円!?

### ■中小企業の7割には退職金制度がある

賃金に関する調査は、一般的に大手企業などを対象としたものが多くなる。しかし企業数の大多数を占める中小企業については、その実態がデータにほぼ反映されておらず、実態がわかりにくい。そんな状況にあって従業員数10~299人の都内中小企業を対象とした東京都産業労働局の調査は、専門家のみならず中小企業経営者および人事総務担当者にとって大いに参考になるデータとして注目されている。

この調査は、賃金については毎年、退職金については隔年ごとに実施しており、今年発表のデータは退職金も調査されているので今回は中小企業の退職金について平均支給額などの実態を見ていくこととする。

集計企業のうち、退職金制度について「制度あり」と回答した企業が71.5%、「制度なし」と回答した企業が28.3%であった。また、「制度あり」と回答した企業のうち72.5%が「退職一時金のみ」、22.7%が「退職一時金と退職年金の併用」、4.8%が「退職年金のみ」と回答している。

退職一時金の支払準備形態をみると、「社内準備」と回答した企業が62.0%で最も多く、以下は「中小企業退職金共済制度」が49.5%、「退職金保険」が11.6%、「特定退職金共済制度」が4.5%、「その他の社外準備」が6.2%であった（複数回答）。

退職一時金の算出方法をみると、「退職金算定基礎額×支給率」と回答した企業が43.5%で最も多く、次いで「勤務年数に応じた一定額」が25.0%、「ポイント制（退職金ポイント×ポイント単価）」が15.5%であった。中小企業においてポイント制退職金制度を導入しているケースはまだ少ないが、働き方改革にあわせて年功主義から脱却していくためにも経営者は貢献度合を反映した成果主義的な退職金制度への見直しが必要である。

なお、退職金算定基礎額の算出方法をみると、「退職時の基本給」と回答した企業が45.0%で最も多く、次いで「退職時の基本給×一定率」が30.8%、「別テーブル方式」が11.3%であった。

### ■2年前の調査よりモデル退職金額は低減

モデル退職金（学校を卒業してすぐ入社した方が普通の能力と成績で勤務した場合の退職金水準）をみると、定年時の支給金額は、高校卒が994万円、高専・短大卒が983万2,000円、大学卒が1,091万8,000円であった。モデル退職金については前回調査の令和2年時と比較すると軒並み減少しており、とくに高校卒と高専・短大卒については1,000万円を下回ることとなった。

中小企業の中には財務的に厳しい企業も多く、十分に社内準備ができていないところもあるかもしれない。いざという時に支払ができないということのないよう自社の現状を踏まえて余裕をもって準備するようにしたい。

参照：東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情（令和4年版）」

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/toukei/koyou/chingin/r4/>

庄司英尚（株式会社アイウェーブ代表取締役、アイウェーブ社労士事務所代表、社会保険労務士）

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonylife.co.jp/](http://www.sonylife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎ **0120-158-821**

担当者

（支社・営業所） 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

（氏名） ライフプランナー 土屋 敬

（住所） 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

（電話） 022-296-5472 （FAX） 022-296-5474 （携帯） 090-9538-2463

（E-mail） [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)

## 相続税課税における生前贈与財産取扱の留意点

令和5年度税制改正では、相続税制・贈与税制の見直しが行われ、相続税課税における生前贈与加算の取扱(対象期間の延長や加算額の取扱)が改正される。生前贈与は相続(税)対策において効果的に活用できるが、十分な理解なく活用するとかえって逆効果となる恐れもある。そこで、相続税制・贈与税制の見直しが行われるこのタイミングで、留意すべき点に触れてみたい。

### ■ 誰に対する生前贈与(贈与税の暦年課税適用)が相続税の課税対象に加算されるのか？

相続税課税対象に加算される生前贈与財産(贈与税は暦年課税適用)の対象期間は、「相続開始前3年以内」から税制改正によって「相続開始前7年以内」に延長される(令和6年1月1日以降の贈与が対象)が、では、誰から誰に対する贈与が対象になるかと言えば、「相続、遺贈によって財産を取得した人が被相続人から受けた贈与」となる(この項では暦年課税適用の贈与に限るものとする)。

なので、たとえ相続人であっても相続・遺贈によって財産を取得しない、たとえば相続放棄をした人が相続だけでなく遺贈によっても財産を取得しなければ、相続開始前3年以内(改正後は7年以内)に被相続人から贈与された財産の加算は不要となるが、たとえば孫(代襲相続人は除く)のように相続人ではなくても、遺贈によって財産を取得するようなことがあれば、相続開始前3年以内(改正後は7年以内)の被相続人からの贈与財産は相続税の課税対象に加算されることになる。孫に財産を残したいがために遺言で財産を遺贈したりしてしまうと生前贈与した財産まで相続税の課税対象になりかねないことに、注意が必要となる。

同じことが、生命保険の死亡保険金(契約者・被保険者＝被相続人)がある場合にも言える。たとえば、相続放棄者が死亡保険金受取人であれば、死亡保険金を遺贈により取得したと見なされるため、相続開始前3年以内(改正後は7年以内)に被相続人から贈与を受けていれば、その贈与財産は相続税の課税対象となってしまう。相続税の納付を逃れたいがためだけに相続放棄をしたとしても、死亡保険金受取人であれば相続税の納付が発生するかもしれないし、さらに、生前贈与された財産までもが相続税の課税対象に加算されてしまうこともあり得る(もちろん、贈与時に納付した贈与税があれば、相続税額から控除される)。

### ■ 相続時精算課税制度を適用した贈与財産はすべて相続税の課税対象に加算

贈与税制にはもう一つ、「相続時精算課税制度」がある。この課税制度を適用した贈与財産については、贈与時には特別控除の適用によって累計2,500万円までは税負担なく財産の移転(贈与)が可能であり(超過分は一律20%課税)、多額の資産を一時に贈与しやすいというメリットがある反面、贈与時期に関わらず必ず相続税の課税対象に加算しなければならず、相続税対策としての効果という側面からなのか、適用件数も伸びず暦年課税に比べてかなり少ないレベルにとどまっているのが現状である。

また、相続時精算課税制度は贈与者および受贈者の要件が定められており(贈与者は、60歳以上の父母または祖父母など、受贈者は、贈与者の直系卑属(子や孫など)である18歳以上の推定相続人または孫(年齢は贈与の年の1月1日時点))、適用できる贈与の範囲が限定されるという面もある。

前述のとおり、この制度を適用する際には、贈与財産はすべて相続税の課税対象となることに留意が必要となる。たとえば、仮に、祖父母から孫(相続人ではない)に相続時精算課税制度を適用して贈与をすると、その贈与財産は贈与者である祖父母の相続が発生した際には相続税の課税対象になるので、贈与したその時点で孫にも相続税がかかることが決まってしまうこともあり得る(ただし、最終的には相続財産額や法定相続人の状況で結果的に相続税の納付が発生しない場合もある)。相続放棄者にしても同様で、この税制を適用した贈与を親から受けているだけで、その後に相続を放棄しても相続税の納付が発生してしまうことは十分にあり得ることとなる。

## ■令和5年度税制改正では加算対象額についても改正の予定

今回の税制改正では、生前贈与(暦年贈与課税適用)加算対象期間延長のほか、加算対象額に関する取扱についての新設・改正が行われている。暦年課税適用の生前贈与については、今回延長となった対象期間分(相続開始前3年超～7年)の贈与については、その総額から100万円控除後の残額を加算することとなる。また、相続時精算課税制度については、贈与税課税において特別控除(2,500万円)とは別枠で、暦年課税とは別途に基礎控除(110万円)が新設され、相続発生時の贈与財産加算額は基礎控除額を控除後の残額となる。その結果、改正内容施行後に、生前贈与を行って7年以内に相続が発生した場合の相続税課税価格への加算額を比較すると、相続時精算課税適用の方が暦年贈与課税適用よりも贈与財産の加算額が少なく済む場合も考えられ、贈与税の負担も含めて検討した結果、相続時精算課税適用選択の幅が広がる影響も考えられる。

これまで見たとおり、生前贈与を行う場合には、相続発生時点での遺産分割や遺贈のことまで含め、トータルな計画性をもって対応を考える必要があり、改正後はそのことがさらに重要となってくると思われる。相続税対策ばかりが相続対策ではないので、その他の対策(遺産分割対策など)との関係も考慮して有効な方法をトータルで考える事がこれまで以上に必要になると考えられる。

(注)当記事における税制改正の内容は「令和5年度税制改正大綱」に拠っており、それらは、税制改正法案の成立により正式に決定となるため、本稿に記載の内容から変動する場合があります。

堀 雅哉(セールス手帖社)

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonymlife.co.jp/](http://www.sonymlife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎ **0120-158-821**

### 担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)

## 「新」固定資産税減免制度、変更点は？

### ■先端設備等導入計画に基づく固定資産税減免、3月で期限切れ

中小企業等経営強化法に規定する市町村の導入促進基本計画に適合するものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であって、生産・販売活動等の用に直接供されるものに係る固定資産税について、課税標準が最初の3年間最大ゼロとなる固定資産税（償却資産税）の特例が令和5年3月31日で期限を迎える。

そこで、令和5年度税制改正大綱に、先端設備等導入計画に基づく固定資産税特例の新たな措置が盛り込まれた。現行制度からどう変更されるのか、その違いを比較してみたい。

### ■新制度は、要件、減額率、減額期間、対象資産に変更あり

#### (1)要件

まず、要件として、従来はなかった「年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画」が求められるようになる。

また、申請日の属する事業年度（令和5年4月1日以後に開始する事業年度に限る）またはその申請日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額の増加割合を、その申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額の実績と比較して1.5%以上とした場合には、優遇措置がある（後述）。

#### (2)減額率、減額期間

改正後の課税標準は、原則、「最初の3年間価格の2分の1」となり、現行制度の「全免」は廃止される。その代わり、雇用者給与等支給額の増加割合を1.5%以上とすることを同計画に位置付けるとともに、これを労働者に表明したことを証明する書類を同計画に添付して市町村の認定を受けた場合には、課税標準が次の通り、優遇される。

- 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得されるもの  
最初の5年間価格の3分の1
- 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得されるもの  
最初の4年間価格の3分の1

#### (3)対象資産

改正後の対象資産は、次に掲げる資産の区分に応じ、1台または1基の取得価額がそれぞれ次に定める額以上であるものとされており、現行制度で対象となっている構築物、事業用家屋は対象外となっている。

- 機械・装置 160万円
- 測定工具および検査工具 30万円
- 器具・備品 30万円
- 建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。） 60万円

上記の内容は国会を通過するまでは最終決定ではない。詳細については、新制度開始後に改めて確認していただきたい。

村田 直（マネーコンシェルジュ税理士法人）

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonymlife.co.jp/](http://www.sonymlife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

#### 担当者

（支社・営業所）仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

（氏名）ライフプランナー 土屋 敬

（住所）〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

（電話）022-296-5472 （FAX）022-296-5474 （携帯）090-9538-2463

（E-mail）[takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)